

## 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 2018 千葉 実施要項

- 1 趣 旨 (公財)財団法人日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的にし、第3種年代の力が拮抗したリーグを各地域で実施することが提案された。その主旨を受け(公社)千葉県サッカー協会では、標記大会を実施することとした。
- 2 名 称 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 2018 千葉
- 3 主 催 (公社)千葉県サッカー協会
- 4 主 管 (公社)千葉県サッカー協会第3種委員会
- 5 協 賛 未 定
- 6 期 間 

1部リーグ	平成30年 1月(原則)	～	平成30年9月30日(日)
2部リーグ	平成30年 1月(原則)	～	平成30年8月27日(日)
3部リーグ	平成30年 1月(原則)	～	平成30年7月31日(月)
- 7 会 場 各リーグ所属チームが準備(原則)
- 8 参加資格
  - (1) (公財)日本サッカー協会第3種に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
  - (2) 上記(1)のチームに登録された選手であること。ただし、2003年4月2日以降生まれの選手であること。中体連のチームにおいてこの条件を満たせない選手がいた場合は、事務局まで連絡すること。
  - (3) (公財)日本サッカー協会より「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能になる。なお、本項適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種およびそれ以外の年代の選手は適用対象外とする。クラブ申請を適用するチームは、試合前に登録用紙・選手証と一緒に本部へ県協会の受付印のあるクラブ申請書(コピー可)を提出する事。
  - (4) 上記(1)(2)を満たし、リーグ戦の運営が可能な場合は同一チームから複数チームの参加を認める。なお、「運営が可能」とは、帯同審判を含み、複数チームが別会場での試合が可能な場合を指す。指導者の重複は、認められる。
  - (5) 選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。
    - ① 合同するチーム及びその選手は、それぞれ(1)及び(2)を満たしていること。
    - ② 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと
    - ③ 大会参加申し込みの手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、代表チームが行う。
    - ④ 合同チーム申請書を提出し、(公社)千葉県サッカー協会第3種委員会事務局に提出をした後、承認を得ること。

- (5) 同一選手が異なるチームへ移籍する場合は、大会事務局の承認を得ること。  
複数出しチーム間の移籍に関しては、リーグ期間内の受付期間に1度のみ認める。  
移籍を希望する場合は、受付期間(3/25-31)に新メンバー表を事務局に提出し、  
新たに受付印を押されたものを4/1以降より使用する。

## 9 参加チーム及び各リーグ構成

- (1) 1部リーグ12チームのホーム&アウェー方式、2部リーグ37チーム、3部リーグ(昇格希望有・無しグループ)を設ける。
- (2) 1部→2部の降格チーム数は、関東リーグからの昇降格チーム数と関東参入戦の結果で変動する。
- (3) 2部リーグのそれぞれ1位チーム(計3チーム)と1部降格3チームが自動的に、1部8or9位の1チームと2部2位×3チームの合計4チームの入替戦の勝者チームが残留もしくは昇格し、次年度の1部リーグを構成する。
- (4) 2部リーグのそれぞれ下位3チーム(計9チーム)と3部リーグから9チームが入れ替わり、次年度の2部リーグを構成する。
- (5) 1部リーグ1位のチームは関東2部リーグ参入戦に参加する。
- (6) 2019年のリーグは、1部リーグ12チームのホーム&アウェー方式、2部リーグ12or13チーム×3(計36or37チーム)、3部リーグ(昇格希望有・無しグループ)を設ける。  
2部リーグのチーム数と3部リーグからの昇格数は、2018年関東リーグからの降格数により変動する。  
2020年リーグ構成に関しては、関東・日本協会の動向を見据えて方向性を考える。

## 10 競技方法

- (1) 各リーグとも構成する全チームによる総当たりのリーグ戦とする。
- (2) 勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により順位を決定する。  
尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
- ① 当該チーム同士の対戦成績(H&A方式に関しては、2試合の①勝ち点②得失点で計算する)
  - ② 当該チーム同士のゴールディファレンス(得失点)
  - ③ 当該チーム同士の総得点
  - ④ 全試合のゴールディファレンス(得失点)
  - ⑤ 全試合の総得点
  - ⑥ 抽選

※複数チームの勝ち点と同じ場合は、対象全チームのみで計算する。

- (3) 試合時間は1部→80分、2部→70分、3部→60分とする。
- (4) ハーフタイムは原則10分間とする。(前半終了から後半開始まで)
- (5) 2部参入戦は、試合時間を60分(30-10-30)とし、試合時間内に勝敗が決しない場合は、5分間の休憩後、20分(10-10)の延長戦を行う。  
延長戦でも決しない場合は、PK方式により2部昇格チームを決する。

## 11 競技規則

- (1) 現行の(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則2017/2018」による。
- (2) 各試合とも登録選手全員が出場登録できる。監督・コーチ等のスタッフは最大5名までとする。
- (3) 各会場第一試合競技開始時間の30分前に当該全チームが集まり、マッチコーディネーションミーティングを開催する。マッチコーディネーションミーティングに於いてメンバー登録用紙(1部3枚、2・3部2枚)と登録選手証の回収、諸注意事項の説明等を行う。選手登録は、当日出場予定の選手の背番号を記入し、先発の11名に○印を記入すること。

- (4) 交代に関しては、登録した選手の交代要員の中から 14 名までの交代が認められる。交代の手続きは従来通りサッカー競技規則第 3 条に沿って行う。(1, 2 部については「再交代」を採用しない)
- (5) 選手は(公財)日本サッカー協会発行の写真付き選手証を所持し、試合開始前に本部または審判員が確認をする。電子証(写真が登録されたもの)が確認できる場合は出場を認めるものとする。選手証不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。ただし、年度替わりや追加登録の場合は、(公財)日本サッカー協会 Web 登録の写し(ステータスの欄が承認済みのもの)を持参すること。電子選手証の取り扱いについては、今後の(公財)日本サッカー協会の通達に準ずるものとする。
- (6) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、「本リーグの次の 1 試合」に出場できない。最終節においては、直近の次の公式戦 1 試合に出場できない。違反行為の内容によっては、それ以降の処置を本大会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (7) 警告の累積による出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で 2 回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その 2 回の警告は累積に加算しない。
- ① 1 チームの最大試合数が 9 試合以下の場合  
警告の累積が 2 回に及んだ選手は、次の 1 試合を出場停止処分とする。
  - ② 1 チームの最大試合数が 10 試合以上 19 試合以下の場合  
警告の累積が 3 回に及んだ選手は、次の 1 試合を出場停止処分とする。
  - ③ 1 チームの最大試合数が 20 試合以上の場合  
警告の累積が 4 回に及んだ選手は、次の 1 試合を出場停止処分とする。
- イ) 警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2 回目以降については、2 試合の出場停止処分とする。
- ① の競技会では、2 回目で 1 試合、4 回目で 2 試合、6 回目で 2 試合の出場資格停止となる。
  - ② の競技会では、3 回目で 1 試合、6 回目で 2 試合、9 回目で 2 試合の出場資格停止となる。
  - ③ の競技会では、4 回目で 1 試合、8 回目で 2 試合、12 回目で 2 試合の出場資格停止となる。
- ロ) 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、他大会に影響しない。
- (8) テクニカルエリアを使用する。テクニカルエリアはベンチ入りのチーム役員の全てが戦術的な指示を出せる場であるが、指示を出せる役員はその都度 1 名のみとする。
- (9) 試合開始時刻に指導者及び選手 7 名以上が揃っていないチームは、不戦敗となり相手チームの勝ちとする。その際、不戦敗チームの全ての試合で、最高得点と最高失点の多い方の得点(絶対値)を得点として不戦勝チームに与える。なお、試合当日に何らかの理由で試合が不可能になったチームも同じとする。

## 12 ユニフォーム

- (1) ユニフォームは(公財)日本サッカー協会に登録されたものを原則とする。
- (2) ユニフォームの広告表示については、(公財)日本サッカー協会『ユニフォーム規定』に基づき、(公財)日本サッカー協会資格委員会において承認された場合のみこれを認める。ただし、(公財)日本中学校体育連盟加盟チームは、(公財)日本中学校体育連盟の規定によりこれを認めない。
- (3) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は、正の他に副として、正と異なる色のユニフォームをメンバー登録用紙に記載し、必ず携行すること。
- (4) 審判と同一または類似の上衣を用いることはできない。ゴールキーパーについても同様である。

(5) シャツの前面・背面に必ずメンバー表に登録された番号をつける。大きさは縦25cm程度、横はこれに比例して適当な大きさで、番号は見やすいものとする。

13 参加費等

- (1) 1・2部リーグに関しては、参加費3,000円を監督者会議の席で徴収する。  
3部リーグにおいては、各ブロックの会議時に徴収する。
- (2) 1部リーグにおいては、県審判委員会に審判員を派遣依頼するため、審判代として1チーム3,000円を試合ごとに徴収する。
- (3) 2・3部リーグでは相互審判を基本とするため、原則として審判費は徴収しないが、「1・2部入替戦・2部参入戦」においては、1チーム3,000円を徴収する。

14 大会日程

- (1) 大会運営は各リーグで担当（会場確保・日程調整等）し、原則、2試合セットで「県リーグ優先日」に実施する。
- (2) 1部リーグにおける審判は基本的に県審判委員会に依頼する。但し、試合前後のチームから「第4の審判」兼本部運営を1名ずつ担当する。  
2・3部リーグにおいては、1試合目の試合を2試合目のチーム、2試合目の試合を1試合目のチームが審判を担当する。1チーム2名の有資格者の帯同審判を原則とする。（主審・副審・第4の審判兼本部。役割はチーム間で相談の上決定する。）なお、審判服は必ず着用することとする。  
第4の審判を担当する方は、主審・副審を積極的に補助する事。  
やむを得ず、1試合開催になった場合の審判に関しては、以下の優先順位で行う。  
2部に関しては、
  - ①第3者でのレフリー（3審共）。
  - ②第3者での主審とチーム関係者（大人）による副審（1名ずつ）
  - ③チーム関係者（大人）による主審・副審（1名ずつ）3部に関しては、さらに  
チーム関係者（大人）による主審、選手による副審（1名ずつ）
- (3) 1・2部入替戦・2部参入戦の審判については、県審判委員会（主審・副審）に依頼する。
- (4) 日程は期日までに必ず消化させる事。全日程消化出来なかったチームの結果は全て抹消する。ただし、自チームだけの問題で無い場合も有りうるので、その場合は3種役員で事情聴取を行い対応する。

15 その他

- (1) 大会規定に違反、その他不都合があった時は、チームの出場を停止する。
- (2) ベンチ入りできる人数は登録されたスタッフ（最大5名）・選手（無制限）とし、それ以外の者は、ピッチレベルに入ることはできない。
- (3) 試合会場では会場責任者の指示に従い、サッカー関係者としてのマナーを十分心がける。また、ベンチ内は禁煙とするとともに、軽装で入ることのないように注意する。
- (4) 複数チームに関しては、リーグ戦開始までにメンバー表を大会事務局に提出し、承認印の押されたものを毎試合使用する。
- (5) 大会実施委員会内部に規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は大会委員長が兼任する。規律・フェアプレー委員会の委員人選については委員長に一任する。
- (6) 交代用紙は各チームで準備すること。

(7) 各チームは会場における「競技場確認事項」を遵守し、運営委員の指示に従って行動すること。

**会場の駐車に関しては、会場責任チームの指示に必ず従う事。**

(8) 1・2部入替戦は、関東リーグ参入戦後に行う(12月予定)。

2部参入戦(18チーム)は、平成30年11月23日(金)に行う。対象学年は、要項8参加資格の要件を満たした2004年4月2日以降生まれの選手。

組合せについては、後日抽選会を実施する。

※3部リーグにおいては、2部参入戦出場チームをリーグ戦終了期日までに決定しておくこと。

**1・2部入替戦【ノックアウト2日間】**

1部8 or 9位チームと2部2位×3チームの合計4チーム。

開催期間：関東リーグ参入戦後に行う(12月予定)

対象学年：要項8参加資格の要件を満たした2004年4月2日以降生まれの選手

対戦方法：1部8位 or 9位は固定で、残りは抽選。

(9) 不測の事態があった場合は、3種役員会で検討し決裁する。

(10) 試合結果は、試合終了後、速やかに会場責任者が、当該事務局に

「**試合結果報告書の写真画像のメール**」を送信すること。

(11) 大会運営にあたっては、(公財)日本サッカー協会発信の「熱中症ガイドライン」に従って実施するものとする。(原則)